

「地域計画の変更案に対する意見書の提出について」

新発田市公告第 号で公告の、地域計画の変更案について、利害関係人は、令和 7 年 1 0 月 1 6 日までに、下記により市に意見書を提出することができます。

なお、利害関係人とは、新発田市内における農用地等の出し手や受け手、市内の農用地等を借り受ける意向のある者、協議の場に参加した者などです。

記

1 意見書の提出先及び問い合わせ先

新発田市農林水産課

新発田市住田 5 1 0 番地

電話 0 2 5 4 - 3 3 - 3 1 0 8 （問い合わせ用。電話による提出はできません。）

ファックス 0 2 5 4 - 3 3 - 3 9 3 0

E-mail norinsui@city.shibata.lg.jp

2 意見書の提出に当たっての注意事項

(1) 提出方法

前記 1 の窓口への持参又は郵便、インターネット、ファックスのいずれかの書面化できる方法によることとし、電話での意見は受け付けません。

(2) 住所等の表記

個人が意見書を提出するときは住所、氏名、連絡先を、法人が意見書を提出するときは法人名、代表者名、事務所の所在地、連絡先を記載してください。

なお、意見書には、「地域計画（変更案）の地区」を明記してください。

(3) 意見書の公表

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

(4) 意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別の回答は行いませんが、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第11の 6 の規定により、提出された意見書の要旨、提出数及びその処理結果を公表します。

(5) その他

地域計画の変更案以外に対して意見書の提出はできません